

## 松島 淳也 (まつしま じゅんや)

職 業	弁護士
事 務 所	松島・木村法律事務所
住 所	東京都港区海岸1-4-12 浜松町エム・ケイビル4F
電話番号	03-6450-1640

### 【主な経歴】

- 1995年 早稲田大学理工学部卒業
- 1997年 早稲田大学大学院理工学部理工学研究科修了
- 1997年 富士通株式会社入社～マイクロプロセッサの開発、電子商取引システムの開発等に従事
- 2006年 弁護士登録
- 2012年 松島・木村法律事務所設立

### <所属団体・委員会等>

- ・東京弁護士会
- ・知的財産権法研究部会(東京弁護士会)
- ・ソフトウェアに関する知的財産権間接侵害問題検討委員会
- ・法とコンピュータ学会

### 【主な取扱分野】

- ・システム開発・ソフトウェア開発、システムの運用・保守をめぐる各種紛争処理(請負代金等の報酬請求や損害賠償請求)及び契約事務
- ・知的財産権(特許権、著作権、商標権、意匠権、営業秘密)に関する各種紛争処理(侵害訴訟、審決取消訴訟、無効審判等)及び契約事務
- ・インターネットビジネスに関する各種契約事務
- ・法規制対応(資金決済法、個人情報保護法、景品表示法(景表法)、下請法等)
- ・その他、IT企業及び製造業に関する法分野(会社法、労働法等)

### 【著書・論文等】

- ・「システム担当者のための法律相談 受発注で泣かずにすむ本」(インプレスジャパン)
- ・「今さら聞けない企業法務の基本 知的財産法分野」(ビジネス法務 2008年6月号)
- ・「今さら聞けない企業法務の基本 知的財産法分野～ソフトウェアの法的な保護について～」(ビジネス法務 2008年6月号)
- ・「知的財産権に関する法制度」(情報化白書 2009 2編2部 IT社会を支える政策・法制度 3章)
- ・「システム開発委託契約 -解除通知を出す前に検討すべき事項」(BUSINESS LAW JOURNAL No.22、2010年1月号)

- ・「システム開発委任契約における法律上の問題点とその対策」(The Lawyers -January 2010 2010年1月1日発行号)
- ・「システムの運用をめぐる法律問題」(The Lawyers -January 2010 2010年2月1日発行号)
- ・「システムに関わる損害賠償トラブル対応の落とし穴」(BUSINESS LAW JOURNAL No.37、2011年4月号)
- ・「大規模システム開発の契約交渉とプロジェクト運営のポイント～紛争リスクを最小化するために」(BUSINESS LAW JOURNAL No.45、2011年12月号)
- ・「実務解説 74億円の賠償支払義務がベンダに！スルガ銀行・IBM 裁判が今後のシステム開発プロジェクトに及ぼす影響(上)」(ビジネス法務 2012年8月号)
- ・「実務解説 74億円の賠償支払義務がベンダに！スルガ銀行・IBM 裁判が今後のシステム開発プロジェクトに及ぼす影響(下)」(ビジネス法務 2012年9月号)
- ・「システム開発プロジェクトの運営に潜む法的リスクの分析とその対処法」(企業リスク第39号)
- ・「システム開発訴訟における攻防」(BUSINESS LAW JOURNAL 2013年7月号) など